

【新旧】事務専決規則(共通専決事項)

別紙2-1

1 庶務関係		新					旧						
専決区分 専決事項	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	
行事、会議の開催、 会議の会議録の作成 事務引継	重要なもの	比較的重要なもの	定例的又は軽易なもの				重要なもの	比較的重要なもの	定例的又は軽易なもの				
	部長、次長、参事	課長、主幹	所属職員				部長、次長、参事	課長、主幹	所属職員				
調査、照会、回答、報告等文書の処理	重要なもの	比較的重要なもの	定例的又は軽易なもの				重要なもの	比較的重要なもの	定例的又は軽易なもの				
告示及び公告			定例的かつ軽易なもの			総務課法制担当のグループリーダー ※市長決裁を受ける告示及び公告については、総務部長及び総務課長			定例的かつ軽易なもの			総務課法制担当のグループリーダー ※市長決裁を受ける告示及び公告については、総務部長及び総務課長	
公示送達			全て			総務課法制担当のグループリーダー			全て			総務課法制担当のグループリーダー	
文書管理			保存期間の決						保存期間の決				
証明、閲覧				原簿及び公簿による諸証明並びに閲覧		閲覧を目的としない原簿及び公簿を除く。				原簿及び公簿による諸証明並びに閲覧		閲覧を目的としない原簿及び公簿を除く。	
広報紙、ホームページ等への掲載		重要なもの	比較的重要なもの	定例的又は軽易なもの				重要なもの	比較的重要なもの	定例的又は軽易なもの			
パブリック・コメント手続		重要なもの	全て(重要なものを除く)					重要なもの	全て(重要なものを除く)				
出版物	重要な出版物の刊行	比較的重要な出版物の刊行及び頒布の計	定期的又は軽易な出版物の刊行及び贈与				重要な出版物の刊行	比較的重要な出版物の刊行及び頒布の計	定期的又は軽易な出版物の刊行及び贈与				
寄附の受理	道路敷水路敷		全額			総務課表彰事務を担当するグループのリーダー						総務課表彰事務を担当するグループのリーダー	負担付の寄附は、全て市長決裁及び財政課長合議とする。物品等の場合は、評価額又は時価による。
	その他	500万円以下	100万円以下	50万円以下			500万円以下	100万円以下	50万円以下				
叙勲、表彰の候補者推薦(市職員以外)		県及び県単位組織以下の団体の表彰(県知事表彰は、除く。)潜在候補				総務課長		県及び県単位組織以下の団体の表彰(県知事表彰は、除く。)潜在候補				総務課長	

1 庶務関係		新					旧					
専決区分 専決事項	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要
補助申請(国県等)		金額が100万円を超える補助金等に係る申請及び精算報告の提出	金額が100万円以下の補助金等に係る申請及び精算報告の提出					金額が100万円を超える補助金等に係る申請及び精算報告の提出	金額が100万円以下の補助金等に係る申請及び精算報告の提出			
補助金及び交付金の交付(補助金等交付決議)	1000万円以下	500万円以下	100万円以下			交付決定において、企画部長(一事業につき補助金額が100万円)・財政課長(一事業につき補助金額が50万円)を超える申請の場合に限る。(ただし、補助金等交付要綱別表2に記載してある多治見市補助金等交付規則の適用のないものについては除く)	-	-	-			
行政手続			審査基準の設定						審査基準の設定			
情報公開			公文書の公開・非公開及び請求却下の決定並びに決定期間の延長		総務課長				公文書の公開・非公開及び請求却下の決定並びに決定期間の延長		総務課長	
死者情報の開示			死者情報の開示・非開示及び請求却下の決定並びに決定期間の延長		総務課長				死者情報の開示・非開示及び請求却下の決定並びに決定期間の延長		総務課長	

専決区分 専決事項	新						旧					
	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要
個人情報ファイル			個人情報ファイル簿の公表		総務課長				個人情報ファイル簿の公表		総務課長	
保有個人情報の保護			保有個人情報の目的外利用及び外部提供の決定並びに開示、訂正及び利用停止の決定等、決定等の期限の延長並びに決定等の期限の特例		総務課長				保有個人情報の目的外利用及び外部提供の決定並びに開示、訂正及び利用停止の決定等、決定等の期限の延長並びに決定等の期限の特例		総務課長	

2 人事関係		新						旧					
専決区分 専決事項		副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要
職制	部内の職員配置案の決定		全て						全て				
	課内の事務分担の			全て						全て			
協業命令		部相互の協業命令	課相互の協業命令	グループ相互の協業命令				部相互の協業命令	課相互の協業命令	グループ相互の協業命令			
勤務時間	早出遅出勤務			申請に対する通知(人事課長)						申請に対する通知(人事課長)			
	深夜勤務制限												
	超過勤務制限												
休暇の付与	年次有給休暇の時季の変更	理事、部長、参与	次長、参事、課長、主幹	所属職員				理事、部長	次長、参事、課長、主幹	所属職員			
	病気休暇、特別休暇の承認、組合休暇の許可			全て(人事課長)						全て(人事課長)			
週休日の指定及びその振替え並びに休日の代休日の指定		理事、部長、参与	次長、参事、課長、主幹	所属職員				理事、部長	次長、参事、課長、主幹	所属職員			
休業	育児休業(部分休業を含む)			承認、取消し(人事課長)						承認、取消し(人事課長)			
	修学部分休業												
	高齢者部分休業												
自己啓発等休業													
育児短時間勤務													
時間外(休日)勤務命令				所属職員						所属職員			
管理職員特別勤務の指示		部長、参与、次長、参事	課長、主幹				管理職員特別勤務手当支給対象職員とする。	部長、次長、参事	課長、主幹				管理職員特別勤務手当支給対象職員とする。
出勤簿の管理			課長、主幹	所属職員			理事、部長、次長、参事については、部内の連絡調整を所掌する課等の長とする。		課長、主幹	所属職員			理事、部長、次長、参事については、部内の連絡調整を所掌する課等の長とする。

2 人事関係

		新					旧					
専決区分 専決事項	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要
出張命令及び復命の承認	理事、部長、参互	次長、参事、課長、主幹	所属職員、非常勤特別職			人事課長(旅費が支給される3人以上の出張命令に限る。)	理事、部長	次長、参事、課長、主幹	所属職員、非常勤特別職			人事課長(旅費が支給される3人以上の出張命令に限る。)
勤務時間の割振り		課長、主幹	所属職員			理事、部長、次長、参事については、当該事務を所掌する課等の長とする。		課長、主幹	所属職員			理事、部長、次長、参事については、当該事務を所掌する課等の長とする。
所掌事務に係る職員の身分証票の発行			全て		人事課長				全て		人事課長	
委員会等の委員の任命(委員全員が市職員の場合に限る。)		課長、主幹(要綱等で定めるもの。)	課長代理又は副主幹以下		所属長及び人事課人事担当グループのリーダー			課長、主幹(要綱等で定めるもの。)	課長代理又は副主幹以下		所属長及び人事課人事担当グループのリーダー	
会計年度任用職員募集の実施	第1種会計年度任用職員	全て			人事課長			全て			人事課長	
	第2種・技能労務会計年度任用職員		全て		人事課人事担当グループのリーダー				全て		人事課人事担当グループのリーダー	

3 財務関係		新						旧						
専決区分 専決事項		副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	
支出負担 行為	1 報酬			全額						全額				
	2 給料			全額						全額				
	3 職員手当等			全額						全額				
	4 共済費			全額						全額				
	5 災害補償費			全額						全額				
	6 恩給及び退職年			全額(人事課長)						全額(人事課長)				
	7 報償費		100万円を超えるもの	100万円以下				第3条第1項ただし書に特に注意をすること	100万円を超えるもの	100万円以下				第3条第1項ただし書に特に注意をすること。
	8 旅費			全額						全額				
	9 交際費			全額						全額				
	10 需用費	燃料費			50万円を超えるもの	50万円以下					20万円を超えるもの	20万円以下		
		光熱水費			5万円を超えるもの	5万円以下					5万円を超えるもの	5万円以下		
		食糧費			5万円を超えるもの	5万円以下					5万円を超えるもの	5万円以下		
		修繕料		1000万円を超えるもの	1000万円以下	50万円以下				1000万円以上	1000万円未満	20万円以下		
その他			100万円を超えるもの	100万円以下	50万円以下				100万円を超えるもの	100万円以下	20万円以下			
11 役務費	通信運搬費			50万円を超えるもの	50万円以下					20万円を超えるもの	20万円以下			
	広告料	100万円を超えるもの	100万円以下	50万円以下				100万円を超えるもの	100万円以下	20万円以下				
	その他		100万円を超えるもの	100万円以下	50万円以下		注5参照		100万円を超えるもの	100万円以下	20万円以下		注5参照	
12 委託料		3000万円以下	2000万円未満	1000万円以下	50万円以下		*(施設措置委託料を除く。)	2000万円以下	1000万円未満	500万円以下	20万円以下		*(施設措置委託料を除く。)	
				全額			私立保育所児童運営費、私立幼稚園等児童運営費又は子育てのための施設等利用給付費(私立幼稚園分)として支払う各私立園への委託料については、課長専決とす			-			-	
13 使用料及び賃借料		100万円を超えるもの	100万円以下	50万円以下		総務課長(不動産に係るものに限る。)		100万円を超えるもの	100万円以下	20万円以下		総務課長(不動産に係るものに限る。)		

3 財務関係

		新						旧					
専決区分 専決事項		副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要
14 工事請負費		1億5000万円未満	5000万円未満	2000万円以下	50万円以下	*		1億5000万円未満	3000万円未満	1000万円以下		*	
	15 原材料費		100万円を超えるもの	100万円以下	50万円以下				100万円を超えるもの	100万円以下	20万円以下		
	16 公有財産購入費	2000万円未満 (1件5000平方メートル未満の土地については、5000万円以下)	1000万円以下			総務課長	注4参照	2000万円未満 (1件5000平方メートル未満の土地については、5000万円以下)	1000万円以下			総務課長	注4参照
						財政課長						財政課長	
	17 備品購入費	2000万円未満	1000万円以下	500万円以下	50万円以下	*		2000万円未満	1000万円以下	300万円以下	-	*	
18 負担金補助及び交付金	負担金	500万円以下	300万円以下	100万円以下		財政課長(他会計に対するものに限る。)		500万円以下	300万円以下	100万円以下		財政課長(他会計に対するものに限る。)	
			100万円を超えるもの	100万円以下			国民健康保険事業特別会計の保険給付費、介護保険事業特別会計の保険給付費及び地域支援事業費並びに後期高齢者医療特別会計の負担金に限る。		100万円を超えるもの	100万円以下			国民健康保険事業特別会計の保険給付費、介護保険事業特別会計の保険給付費及び地域支援事業費並びに後期高齢者医療特別会計の負担金に限る。
				全額			私立保育所児童運営費、私立幼稚園等児童運営費又は子育てのための施設等利用給付費(私立幼稚園分)として支払う各私立園の負担金に限る				-		-

3 財務関係

		新						旧					
専決区分 専決事項		副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要
	補助金及び交付金	1000万円以下	500万円以下	100万円以下		財政課長(他会計に対するものに限る。)		1000万円以下	500万円以下	100万円以下		財政課長(他会計に対するものに限る。)	
	19 扶助費			全額						全額			
	20 貸付金			全額						全額			
	21 補償、補填及び賠償金	1000万円以下	500万円以下	100万円以下		企画部長 財政課長(ともに補償を除く。)	注4参照	1000万円以下 (賠償金を除く。)	500万円以下 (賠償金を除く。)	100万円以下 (賠償金を除く。)		企画部長 財政課長(ともに補償を除く。)	注4参照
	22 償還金 利子及び割引料	1億円以下	1000万円以下			企画部長 財政課長		1億円以下	1000万円以下			企画部長 財政課長	
	市債等の繰上償還に係るもの その他			全額		財政課長(国県等支出金の償還金、長期債元利償還金及び一時借入金金利子に限る。)				全額		財政課長(国県等支出金の償還金、長期債元利償還金及び一時借入金金利子に限る。)	
	23 投資及び出資金	1000万円以下	500万円以下	100万円以下		総務課長		1000万円以下	500万円以下	100万円以下		総務課長	
	24 積立金				全額						全額		
	基金利息に係るもの その他			全額						全額			
	26 公課費			50万円を超えるもの	50万円以下					20万円を超えるもの	20万円以下		
	27 繰出金			全額						全額			
	基金に対するもの その他	1000万円を超えるもの	1000万円以下	500万円以下		財政課長		1000万円を超えるもの	1000万円以下	500万円以下		財政課長	

注1 合議欄に*印のあるものについては、次表の区分による。

区分	工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約
土木技監	土木工事に係る事業で、副市長専決以上のもの
建築技監	建築工事に係る事業で、副市長専決以上のもの
総務課長	自動車購入費
-	-

- 2 支出負担行為を変更する場合は、変更後の額に応じた区分とする。ただし、減額の変更の場合は、変更前の額に応じた区分とする。
- 3 専決の区分は、契約総額による。
- 4 財産購入の際に補償を伴う場合は、一件の財産購入及び補償の専決区分は、当該財産購入又は補償の額によるそれぞれの専決区分のうち、区分が高い方の専決区

注1 合議欄に*印のあるものについては、次表の区分による。

区分	工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約
土木技監	土木工事に係る事業で、副市長専決以上のもの
建築技監	建築工事に係る事業で、副市長専決以上のもの
総務課長	自動車購入費
-	-
契約担当グループのリーダー	50万円以上。ただし、競争入札によるものは除く。

- 2 支出負担行為を変更する場合は、変更後の額に応じた区分とする。ただし、減額の変更の場合は、変更前の額に応じた区分とする。
- 3 専決の区分は、契約総額による。
- 4 財産購入の際に補償を伴う場合は、一件の財産購入及び補償の専決区分は、当該財産購入又は補償の額によるそれぞれの専決区分のうち、区分が高い方の専決区分に合わせる。

3 財務関係							新						旧					
専決区分 専決事項		副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要					
5 多治見市福祉医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第8号)による福祉医療費の助成事業に係る岐阜県国民健康保険団体連合会への扶助費との併合支払については、課長専決とする。				50万円を超えるもの	50万円以下					20万円を超えるもの	20万円以下		5 多治見市福祉医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第8号)による福祉医療費の助成事業に係る岐阜県国民健康保険団体連合会への扶助費との併合支払については、課長専決とする。					
支出命令				50万円を超えるもの	50万円以下					20万円を超えるもの	20万円以下							
更正・振替	歳出振替	支出負担行為の例による。						支出負担行為の例による。										
	歳出更正			50万円を超えるもの	50万円以下					全額	-							
	歳入振替			50万円を超えるもの	50万円以下					全額	-							
	歳入更正			50万円を超えるもの	50万円以下					全額	-							
注 歳入歳出外現金又は基金との振替・更正については、この項又は歳入歳出外現金の受入れ及び払出しの項若しくは基金の収入・支出の項に規定する区分のいずれか上位の区分による。																		
歳出入入金				50万円を超えるもの	50万円以下					全額	-							
資金前渡及び概算払の精算		資金前渡又は概算払を行った際の区分による。						資金前渡又は概算払を行った際の区分による。										
							追払いがある場合は、追払いの額を加えた額による支出負担行為の区分とする。精算により増減額が生じないものは、課長専決とする。						追払いがある場合は、追払いの額を加えた額による支出負担行為の区分とする。精算により増減額が生じないものは、課長専決とする。					
一時借入金の償還				全額		財政課長				全額		財政課長						
歳入歳出外現金の受入れ払出し				全額						全額								
基金の収入・支出	定額運用基金に係るもの			全額						全額								
	その他の基金に係るもの			全額(基金利息に係るものを除く。)	基金利息に係るもの					全額(基金利息に係るものを除く。)	基金利息に係るもの							
収入	収入調定			50万円を超えるもの	50万円以下					20万円を超えるもの	20万円以下							
	納入通知及び督促			全額						全額								
	減免			全額						全額								

3 財務関係

		新					旧						
専決区分 専決事項		副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要
徴収猶予、納期の変更、繰上徴収、交付要求、徴収の受嘱託、滞納処分及び過誤納金の還付			公売の決定	その他全部	嘱託徴収員の徴収実績報告	-			公売の決定	その他全部	嘱託徴収員の徴収実績報告	諸納付金収納担当(交付要求及び滞納処分に限る。)	
	滞納処分の執行停止及び不納欠損処分	不納欠損処分	滞納処分の執行停止			財政課長		不納欠損処分	滞納処分の執行停止			諸納付金収納担当	
	収入未済額繰越通知書		全額						全額				
歳出予算の流用	300万円以下	100万円以下	50万円以下		企画部長(50万円を超える場合に限る。) 財政課長	-		300万円以下	100万円以下	50万円以下		企画部長(50万円を超える場合に限る。) 財政課長	歳出予算の節内流用等については別に定める。
予備費充用	300万円以下	100万円以下 (企画部長)	50万円以下 (財政課長)					300万円以下	100万円以下 (企画部長)	50万円以下 (財政課長)			

4 契約事務 財産管理関係		新					旧				
		副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議
事業の計画・実施	専決区分 専決事項 設計書等 図書の作成	当該事業に対する歳出予算の科目及び当該事業の設計金額に応じ、3 財務関係の支出負担行為の部に規定するところによる。ただし、専決区分が副市長以上の場合は、部長とする。	土木技監(土木工事に係る事業で、支出負担行為の専決区分が副市長以上のものに限る。)	建築技監(建築工事に係る事業で、支出負担行為の専決区分が副市長以上のものに限る。)		当該事業に対する歳出予算の科目及び当該事業の設計金額に応じ、3 財務関係の支出負担行為の部に規定するところによる。ただし、専決区分が副市長以上の場合は、部長とする。	土木技監(土木工事に係る事業で、支出負担行為の専決区分が副市長以上のものに限る。)	建築技監(建築工事に係る事業で、支出負担行為の専決区分が副市長以上のものに限る。)			
	事業施行の決定 (契約方法、入札の公告、入札参加業者の指名、見積書徴取業者の決定)	当該事業に対する歳出予算の科目及び当該事業の設計金額に応じ、3 財務関係の支出負担行為の部に規定するところによる。	企画部長(部長専決以上の事業)	土木技監(土木工事に係る事業で、副市長専決以上のものに限る。)	建築技監(建築工事に係る事業で、副市長専決以上のものに限る。)	財政課長(事業施行何書による場合又は起案書等による場合(事業施行何書を使用する範囲の事業)で課長専決以上の事業)	当該事業に対する歳出予算の科目及び当該事業の設計金額に応じ、3 財務関係の支出負担行為の部に規定するところによる。	企画部長(部長専決以上の事業)	土木技監(土木工事に係る事業で、副市長専決以上のものに限る。)	建築技監(建築工事に係る事業で、副市長専決以上のものに限る。)	財政課長(事業施行何書による場合又は起案書等による場合(事業施行何書を使用する範囲の事業)で課長専決以上の事業)

4 契約事務 財産管理関係		新					旧						
		副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要
専決区分 専決事項					総務課法制担当のグループリーダー(契約に当たって議会の議決を要する事業)							総務課法制担当のグループリーダー(契約に当たって議会の議決を要する事業)	
契約の相手方の決定					財政課契約担当のグループリーダー								
予定価格・最低制限価格													
関係書類の收受・発送			- 工程表	現場代理人通知書 現場作業員責任者通知書 技術者通知書				着工届 工程表	現場代理人通知書 現場作業員責任者通知書 技術者通知書				
			完成届 再委託承諾書	材料検査(試験)願			完成届 再委託承諾書	請負代金内訳 材料検査(試験)願					
			施工計画書				施工計画書	段階確認書					
			出来形検査願 施工体制台帳	履行報告書			出来形検査願	立会願 履行報告書					
				修補改造完了再委託(変更届)申出書				休日・夜間作業届 修補改造完了再委託(変更届)申出書					
監督職員・検査職員 の任 検査結果 の通知	当該事業施行の決定の際の区分による。ただし、専決区分が部長以上の場合、部長とする。						当該事業施行の決定の際の区分による。ただし、専決区分が部長以上の場合、部長とする。						
	当該事業施行の決定の際の区分による。						当該事業施行の決定の際の区分による。						

4 契約事務 財産管理関係	新						旧							
	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要		
専決区分 専決事項														
設計変更・工期変更	当該事業施行の決定の際の区分による。						設計書等図書を作成する場合は、変更後の設計金額に応じ、事業の計画・実施の部に規定するところによる。ただし、減額の変更の場合は、変更前の設計金額に応じ、事業の計画・実施の部に規定するところによる。	当該事業施行の決定の際の区分による。						設計書等図書を作成する場合は、変更後の設計金額に応じ、事業の計画・実施の部に規定するところによる。ただし、減額の変更の場合は、変更前の設計金額に応じ、事業の計画・実施の部に規定するところによる。
			承諾・協議の受理及び回答指示書の交付 工期延長願の受理及び回答						承諾・協議の受理及び回答指示書の交付 工期延長願の受理及び回答					
施越工事の決定	全額						全額							
工事受託及び業務受託の決定	500万円を超えるもの	500万円以下のもの					500万円を超えるもの	500万円以下のもの						
単価契約			全額			事業施行伺書を使用する事業は、当該事業の施行の決定の際の区分による。			全額			事業施行伺書を使用する事業は、当該事業の施行の決定の際の区分による。		
行政財産の管理		1 行政財産の貸付(無償貸付及び減額貸付並びに貸付期間が10年を超えるものを除く。) 2 公共施設長寿化計画の作成	行政財産の使用の許可		総務課長(行政財産の貸付に限る。)			行政財産の貸付(無償貸付及び減額貸付並びに貸付期間が10年を超えるものを除く。)	行政財産の使用の許可		総務課長(行政財産の貸付に限る。)			
公の施設の管理		休館日、開館時間の変更	1 使用(変更)の許可(目的外使用を含む。)			指定管理者により管理される公の施設については、指定管理者の権限とされる部分を除く。		休館日、開館時間の変更	1 使用(変更)の許可(目的外使用を含む。)			指定管理者により管理される公の施設については、指定管理者の権限とされる部分を除く。		

4 契約事務 財産管理関係 専決区分 専決事項	新						旧					
	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要	副市長	部長共通	課長共通	リーダー共通	合議	摘要
			2 使用許可の取消し、停止 3 入館の制限 4 器具等の搬入許可 5 使用料の還付、減免の決定						2 使用許可の取消し、停止 3 入館の制限 4 器具等の搬入許可 5 使用料の還付、減免の決定			
登記及び境界			1 登記 2 境界の決定					1 登記 2 境界の決定				
物品の不用決定	500万円以下	300万円以下	50万円以下		総務課長(車両に限る。)	区分は、取得価格による。	500万円以下	300万円以下	50万円以下		総務課長(車両に限る。)	区分は、取得価格による。
不用物品・回収資源等の売払決定			全額						全額			
市広告媒体への広告の掲載決定			全額						全額			